

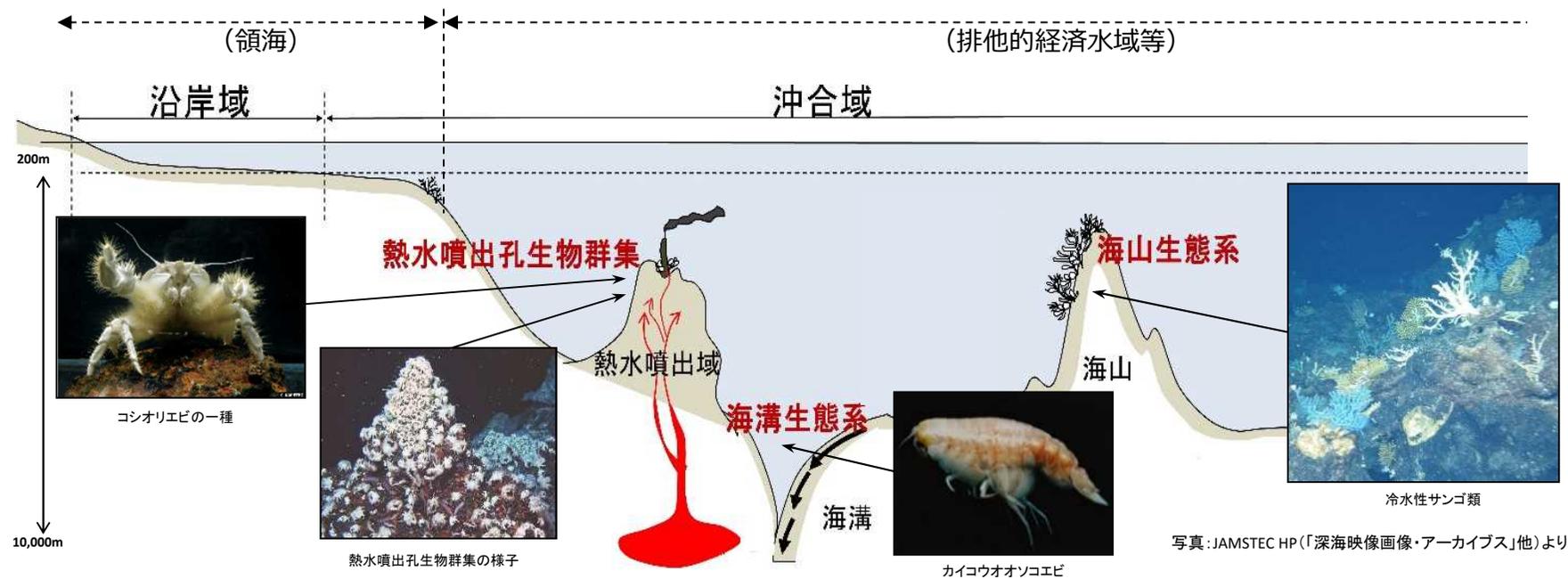
自然環境保全法の一部を改正する法律案 参考資料

環境省
平成31年2月

我が国の管轄海域の豊かな生物多様性

我が国の管轄海域は国土の約12倍に相当し、**領海**※¹（内水を含む）及び**排他的経済水域**※²の面積は**世界第6位**※³。

そこには多様な環境や生態系が形成されており、既知のバクテリアから哺乳類まで合わせると**計3万種以上**が分布し、これは**世界の全海洋生物種数の14%**に当たる。



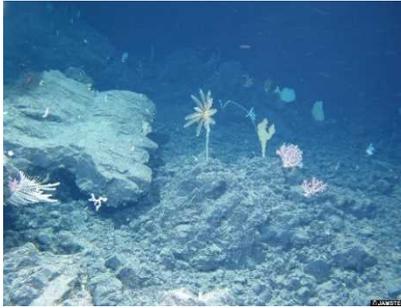
- **沖合域**：我が国の**領海**の水深200メートル超の場所、**排他的経済水域等**※⁴
- **沿岸域**：我が国の**領海**かつ水深200m以浅の場所

「生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）」の定義

- ※ 1 原則として基線（通常は海岸の低潮線）から12海里（約22.2km）までの海域
- ※ 2 領海の外側に、領海の基線から200海里を超えない範囲内で設定が認められている海域
- ※ 3 各国の持つ海外領土を除いた場合
- ※ 4 排他的経済水域及び大陸棚に係る水域

沖合海底域の多様な生物

沖合海底域には海山、熱水噴出域、海溝等の特徴的な海底地形が存在し、多様な生物が生息・生育する



ウミトサカ目、 ウミシダ目 <海山>

ウミトサカ目を含む冷水性サンゴやウミシダ目は脆弱な固着性生物で、海山等で確認されている。

コシオリエビの一種、 シンカイヒバリガイ属等 <熱水噴出域>



熱水噴出域に生息する生物には、エラの外側や体の内部に化学合成細菌が共生し、それを利用して生きる、独特の生態を持つものもいる。



サツマハオリムシ

<海山、熱水噴出域>

ハオリムシ（チューブワーム）の一種。海山の熱水噴出域に生息する。



チヒロクサウオ

<海溝、水圧に耐える>

日本海溝（水深7700m付近）で生息していることが確認された。

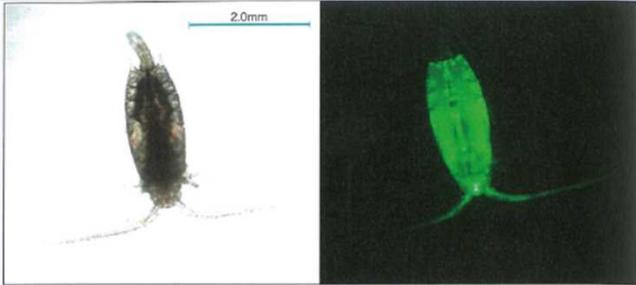
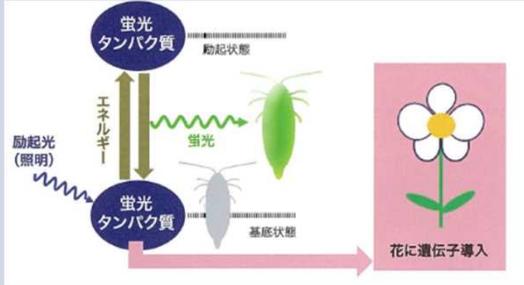
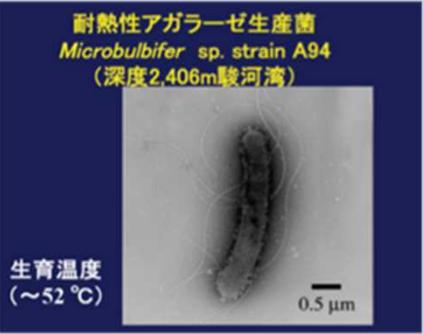


ダイダラボッチ

<海溝、水圧に耐える、巨大化>

ヨコエビの1種で、水深4000～7000m付近に生息すると考えられている。30cm以上の個体も確認されている。

沖合域の海底の生物資源利用上の意義

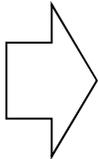
分野	種類	具体的事例
医療・装飾	オワンクラゲ、カイアシ類等	<p>蛍光タンパク質を有するため、遺伝子組換えで光る花を創出したり、医療等に活用できる</p>   <p>(出典：「深海2017」国立科学博物館他)</p>
燃料生産	カイコウオ オソコエビ	<p>セルロース（木片）をグルコース（糖分）に効率的に変えることができる酵素（セルラーゼ）を有するため、バイオエタノール生産等に活用できる</p>  <p>(写真提供：JAMSTEC HP)</p>
科学・医療	耐熱性微生物 （深海底泥）	<p>深海底泥の中から採取・培養をし得られるもので、生物実験においてDNAを簡便に回収できる酵素（アガラーゼ）を有する</p>   <p>(資料提供：JAMSTEC HP)</p>

国際的な目標

愛知目標（国際的な目標）

2020年までに、**海域の10%を海洋保護区に設定する。** ※ SDGsにおいても準用

● 領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積上位国の海洋保護区の設定状況



国名	海洋保護区の割合（面積） ※ 本国＋海外領土
イギリス	47.5%（ 321万km ² ）
アメリカ	42.0%（ 510万km ² ）
オーストラリア	36.1%（ 327万km ² ）
フランス	34.9%（ 355万km ² ）
ニュージーランド	28.1%（ 125万km ² ）
ブラジル	26.6%（ 98万km ² ）
日本	8.3%（ 37万km²）
中国	5.4%（ 5万km ² ）
ロシア	3.2%（ 25万km ² ）
カナダ	0.9%（ 5万km ² ）

※日本以外のデータは世界保護地域データベース（WDPA）より（2019年1月現在）

なお、海洋保護区の制度や定義は各国にゆだねられているため、データへの登録の基準は一律ではない

我が国の海洋保護区の定義（海洋生物多様性保全戦略（2011年3月策定）より）

- ◆ 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域（適用する法制度：自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、水産資源保護法、海洋水産資源開発促進法、漁業法）

第3期海洋基本計画(2018年5月閣議決定)上の関連の記載

【講ずべき施策等】

- 抽出された重要海域を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年3月、環境省策定)も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。(農林水産省、環境省)
- これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。(農林水産省、環境省)
- 海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的な充実に重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。(農林水産省、環境省)

改正法案の主な内容

【沖合海底自然環境保全地域制度の創設】

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する（指定の際には、中央環境審議会等の意見を聴くとともに、関係行政機関の長と協議を行う）。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の区域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る水域

□ 規制対象：

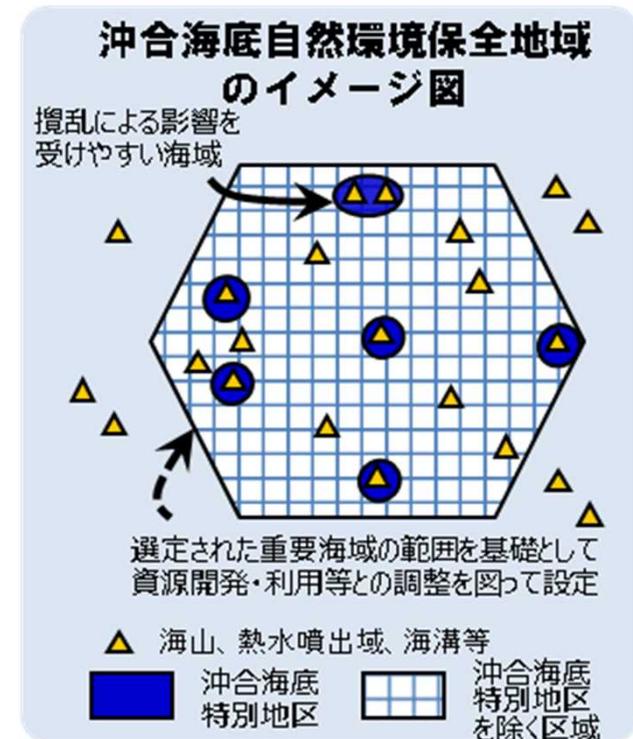
海底の形質を変更するおそれのある以下の行為

- 鉱物の掘採
- 鉱物の探査のうち環境大臣が定める方法によるもの（集中的サンプリング探査法（機器を用いて底質を集中的に収集する方法）を想定）
- 海底の動植物の捕獲等のうち環境大臣が定める方法によるもの（動力船によるえい航行為を想定）

※ いずれも科学的調査は除く方針

□ 規制方法：

沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制とする。



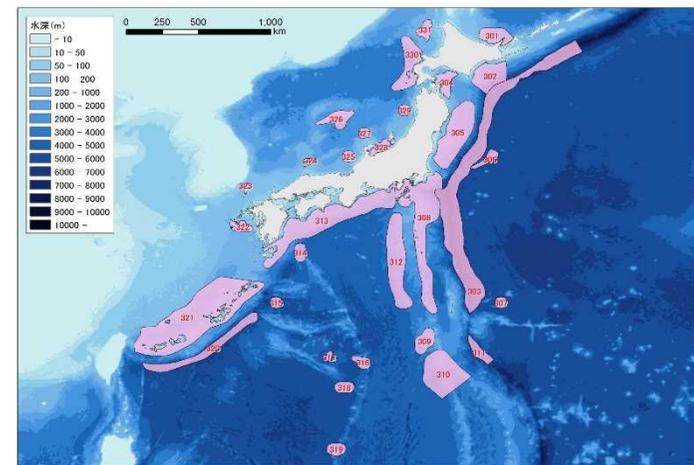
沖合海底自然環境保全地域の指定について

【中央環境審議会の答申より】 .. **この考え方を基に基本方針等を作成**

- ❑ 重要海域のうち、沖合海底域に着目して選出した重要海域※を踏まえ、資源開発・利用等との調整を図って、社会的選択として候補地選定を行う。
- ❑ 重要海域のうち、例えば海山、熱水噴出域、海溝等を対象として、可能な限りどの生態系の種類もいずれかの海洋保護区に含めるよう指定する必要。
- ❑ 優先的・先行的に保全を図る海域としては、小笠原方面の沖合域が有望な選択肢に該当。
- ❑ 沖合域では生物相が変化すること、海洋の資源開発・利用についても内容や場所等に不確実性があることを踏まえ、必要に応じ順応的に見直しを行うことが適当。沖合域における自然環境の保全の程度の維持が図られることを前提として、資源開発・利用等の観点から海洋保護区の見直しを行うことも可能とすることが適当。

※ 「生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）」とは
生物多様性条約において、選出することが奨励され、科学的な選定基準が提示されている。

我が国では、周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に明らかにし、各種施策の推進のための基礎資料とするために選定。2011～2013年度に、国際基準等を参照し、抽出のための原則や基準を定め、科学的なデータ解析や専門化等の意見を踏まえて抽出。2016年4月に公表（沿岸域、沖合表層域、沖合海底域で計321海域を抽出）



海洋の生物多様性保全の全体像

本改正の成果 : 総合的な海洋の生物多様性保全の達成
→ ポスト愛知目標等の国際的な議論にも積極的に貢献



(参考) 自然環境保全法の概要 (1972年6月制定・1973年4月施行)

目的(法1条)

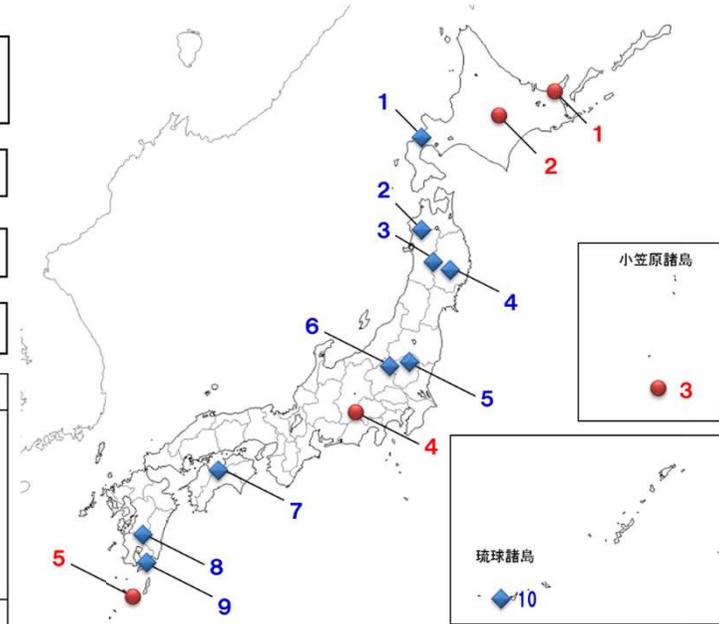
自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全など

国、地方公共団体、事業者、国民の責務(法2条)、財産権の尊重及び他の公益との調整(法3条)

自然環境保全基礎調査の実施(法4条)

自然環境保全基本方針の策定(法12条)

区域	指定	行為規制等
原生自然環境保全地域 (法14条～21条)	目的: 原生の状態を維持している区域における自然環境を保全することが特に必要なものの保全 指定: 環境大臣	① 工作物の設置、土地の形質変更、鉱物の掘採等、埋立・干拓、木竹の伐採、動植物の捕獲採取、車馬・動力船の使用等は原則禁止 ② 立入制限地区の指定が可能
自然環境保全地域 (法22条～35条)	目的: 自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものの保全 指定: 環境大臣	① 特別地区(法25条) 略 ② 野生動植物保護地区(法26条) 略 ③ 海域特別地区(法27条) 工作物の設置、海底の形質変更、鉱物の掘採等、埋立・干拓、指定区域内の指定動植物の捕獲・採取等は環境大臣の許可が必要 ④ 普通地区(法28条) 海底の形質変更、鉱物の掘採等、埋立・干拓は、環境大臣への届出が必要
都道府県自然環境保全地域 (法45条～50条)	都道府県が条例で定めるところにより指定	自然環境保全地域に準じて、条例で定めるところにより規制(海域特別地区はなし)



● 原生自然環境保全地域 ◆ 自然環境保全地域

- 1. 遠音別岳
- 2. 十勝川源流部
- 3. 南硫黄島
- 4. 大井川源流部
- 5. 屋久島

- 1. 大平山
- 2. 白神山地
- 3. 和賀岳
- 4. 早池峰
- 5. 大佐飛山
- 6. 利根川源流部
- 7. 笹ヶ峰
- 8. 白髪岳
- 9. 稻尾岳
- 10. 崎山湾・網取湾

主な海外の大規模な海洋保護区の事例

国名 [海洋保護区 カバー率]	海洋保護区の名称	面積 (km ²)	設定年	根拠法	保全対象	主な規制項目	罰則規定
アメリカ [42%]	Papahānaumokuākea Marine National Monument (パパハナウモクアケア海洋ナショナル モニュメント) 場所: 北太平洋 ミッドウェー諸島等	1,516,557	2006 2016拡張	古物保存法 (Antiquities Act) Proclamation 8031/9478	○生態系、生物多様性(海山、非火 山性海嶺、深海性生物、海鳥類、 ウミガメ類、鯨類等の希少種) ○ハワイ先住民の文化等	○漁業: 商業的漁業及び漁具の所持の禁止 ○鉱物資源開発: 鉱物等の探査・採掘の禁止 ○その他: 海底の掘削・浚渫・構造物の設置等の禁止	500ドル以下の罰金、90 日以内の禁固
	Steller Sealion Protection Areas, Gulf of Alaska (アラスカ湾トド保護区) 場所: 北太平洋 アラスカ沖	866,717	2002	野生生物及び漁業法 (Wildlife and Fisheries Act)	○トド及びその餌となる漁業資源	○漁業: 底魚、スケトウダラ、マダラ、キタノホッケ漁の 禁止 ○鉱物資源開発: なし	規則に違反した者あるい は船舶に対する民事制 裁金
フランス [31%]	Réserve Naturelle Nationale des Terres australes françaises (仏領南方地域ナショナルネイチャーリ ザーブ) 場所: インド洋 仏領南方・南極地域沖	1,654,999	2006 2016拡張 2017拡張	環境法典 (Code de l'environnement) 政令(Décret)2006-1211等	○海洋生物(海鳥、鰐脚類、鯨類な ど)の繁殖・給餌海域	○漁業: 保護区域では漁業は許可制、刺網・牽引漁 具の使用などは禁止。厳格保護区域では漁業禁 止。 ○鉱物資源開発: 厳格保護区域では工業・商業活動 は禁止。 ○その他: 動植物の導入・採取等、廃棄等に規制あり	6月以下の懲役、9000 ユーロ以下の罰金
イギリス [47%]	South Georgia & South Sandwich Islands Marine Protected Area (サウスジョージア・サウスサンドウィツ チ諸島海洋保護区) 場所: 南大西洋 フォークランド諸島東 方沖	1,069,872	2012	2011年の野生生物及び保護地 域に関する条例(Wildlife and Protected Areas Ordinance 2011) Marine Protected Areas Order 2013	○海底及びその上部水域と関連す る生物種及び生息地	○漁業: 底びき網漁・禁漁区内での漁業・禁漁区内へ の漁船の侵入・海底制限区域内の着底漁業の禁 止、南極オキアミ漁の禁漁期の設定など ○鉱物資源開発: なし	罰金、2年以内の懲役
オーストラリア [36%]	Coral Sea Marine Park (コーラル・シー海洋公園) 場所: 南太平洋 オーストラリア北東沖	995,251	2013 2017改名	環境保護及び生物多様性法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999)	○サンゴ礁、岩礁、小島の生態系 ○様々な海底地形(海山、海底谷、 海底平原等)の生態系	○漁業: 国立公園区域では禁止、その他の区域では 網漁禁止 ○鉱物資源開発: 禁止	個人: 500ペナルティー ユニット 法人: 5,000ペナルティー ユニ ット (採掘活動への違反は 別途)
ニュージーランド [28%]	Benthic Protection Areas, Kermaec (海底保護区域ケルマディック区域) 場所: 南太平洋 ニュージーランド北部 の島嶼海域	621,122	2007	漁業法¥¥Fsst01¥自然環境局、 自然環境計画課¥08、海洋L¥4、 海洋保護区¥H30¥190219自民 党政審・総務会¥当日資料 (Fisheries Act 1996)	○深海の生物多様性の保全、生息 地の保護(特に漁業資源対象種 の保全)。	○漁業: 海底から100mの範囲ではトロール漁は禁止 ○鉱物資源開発: なし	2万ドル以下の罰金 10万ドル以下の罰金

出典: 2018年10月時点の上述の海洋保護区に関する各国の法令、管理計画、その他政府機関の公表資料から作成。海域カバー率、面積、面積順位はUNEP-WCMC AND IUCN(2018). Protected Planet: The World Database on Protected Areas (WOPA)[2018年10月]に掲載されているGISによる計測値による(ヘカテ海峽/クインシャーロット海峽ガラス海綿礁海洋保護区はWOPA未掲載であるためカナダ政府の公表値を用いた)。GISによる計測値と各国政府による計測値は必ずしも一致しない。海域カバー率は、WOPAデータを用いて、各国の"Total Marine Area"を分子にして算出したもので、海外領土等を含む。面積順位は、WOPAのデータを用いて、国家が設定主体である5000km²以上の海洋保護区を対象として算出したもの(ただしCAMLAR及びOSPAR条約により国家管轄権外の海域に設定された海洋保護区は対象に含む)。
注1: 各国法令等により確認できる範囲で要約を示したものであって必ずしも厳密なものではない。注2: アラスカ湾トド保護区は一部が重複する複数の保護区から構成されており、ここではその中で最大のSteller Sea Lion Protection Areas, Gulfの面積値を示す。注3: なお「噴出孔周辺(仮)に攪乱、損壊、破壊あるいは持ち出しにつながる区域内における水中での活動」は禁止であり、これは漁業に及ぶと考えられる。

主な海外の大規模な海洋保護区の事例(位置図)

